【外来時】 一般名処方について

「一般名処方」とはお薬の商品名（銘柄名）や会社名を指定せず、有効成分の名称（一般名）で処方することです。一般名で処方することで、保険薬局で有効成分が同一のどの銘柄でも調剤が可能となり、薬局における在庫負担の軽減に繋がります。また、医薬品の流通が不安定な状況にも柔軟に対応しやすく、費用負担の安い医薬品を選択できるなどのメリットがあります。

なお、当院では「一般名処方」での院外処方箋の発行に積極的に取り組んでいます

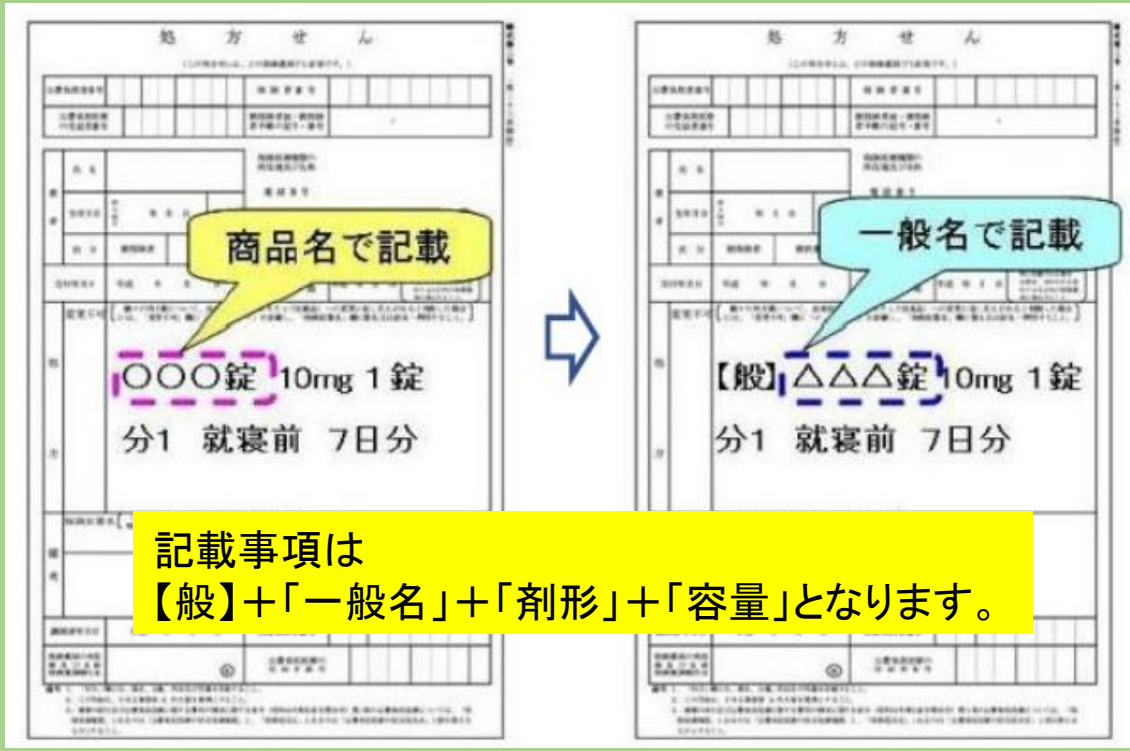

恵佑会札幌病院 病院長